

生垣用苗木配布制度について

藤沢市では「安全で快適なまちづくり」のため、藤沢市内に新しく生垣をつくる方を対象に、生垣用苗木を無償で年3回配布しています。

【配布条件】 苗木の配布を受けるには、以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- 1 藤沢市内に住所を有する個人であること。
- 2 藤沢市内に新たに設ける生け垣であること。（補植する場合は不可）
- 3 自己居住用の専用住宅で、苗木の配布時に苗木を受け取る方が居住される敷地内に設置されるものであること。
- 4 賃貸住宅、業務兼用住宅および勤務先から貸与されている住宅の敷地ではないこと。
- 5 公道に面した部分に、連続して3メートル以上植栽できること。（最高20メートルまで）
- 6 私道である場合においては、その私道が公道から公道へ通過することが出来るものであり、かつ道路の中心線から2メートル以上後退して植栽できること。
- 7 幅4メートル未満の公道に面した部分に設置する場合においては、道路の中心線から2メートル以上後退して植栽できること。
- 8 他の外柵（フェンス等の簡易なものを除く）との併用でないこと。
- 9 5年以上保存できること。
- 10 公共工事等で移転補償の対象となっていないこと。
- 11 市税等を完納していること。
- 12 以前にこの制度により配布を受けていないこと。（以前、配布決定後に辞退した方も含む）

【配布する樹種】

樹種	……………	イヌツゲ・サザンカ・ヒイラギモクセイ・ウバメガシ・ドウダンツツジの中から1種類
規格	……………	高さ80～100cm位、葉張り20cm位のもの
数量	……………	1mにつき3本（20m、60本を限度とする）

【配布場所】 長久保公園都市緑化植物園

【配布月】 3月・6月・10月（原則として各月の下旬の土曜・日曜）

【申請時期】 1月下旬～2月上旬・5月・9月

【申込方法】 申込期間内に印鑑を持って長久保公園に来園して下さい。申込の際に簡単な図面を書いていただきます。おおよその植栽延長も調べてからご来園下さい。後日、現場調査等を行います。